

## 海上自衛隊訓令第13号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、標的機整備隊の編制に関する訓令を次のように定める。

平成14年3月20日

防衛庁長官 中 谷 元

### 標的機整備隊の編制に関する訓令

（任務）

**第1条** 標的機整備隊は、標的機の整備を実施するとともに、標的機の操作及び整備に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練並びにこれらに必要な調査及び研究を行うことを任務とする。

（編制）

**第2条** 標的機整備隊は、標的機整備隊本部、整備隊及び整備教育隊をもって編制する。

（司令及び副長）

**第3条** 標的機整備隊の長は、標的機整備隊司令（以下「司令」という。）とする。

2 司令は、2等海佐をもって充てる。

3 司令は、航空群司令の指揮監督を受け、標的機整備隊の隊務を統括する。

4 標的機整備隊に、副長1人を置く。

5 副長は、司令を助け、事務を整理し、司令に事故があるとき、又は司令が欠けたときは、司令の職務を行う。

（標的機整備隊本部）

**第4条** 標的機整備隊本部においては、司令の行う標的機整備隊の隊務の統括に必要な事務をつかさどる。

（整備隊）

**第5条** 整備隊の長は、整備隊長とする。

2 整備隊長は、司令の命を受け、標的機の整備に関する業務を行う。

（整備教育隊）

**第6条** 整備教育隊の長は、整備教育隊長とする。

2 整備教育隊長は、司令の命を受け、標的機の操作及び整備に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練並びにこれらに必要な調査及び研究に関する業務を行う。

（委任規定）

**第7条** この訓令に定めるもののほか、標的機整備隊の内部組織に関し必要な事項

は、海上幕僚長が定める。

**附 則**

この訓令は、平成14年3月22日から施行する。